

契約監視委員会審議概要について

1 契約監視委員会

(敬称略)

	氏名	所属・職名
委員長	長沢 美智子	弁護士（東京丸の内・春木法律事務所）
委員 (委員長代理)	高田 敏明	弁護士（高田法律事務所）
委員	石渡 進介	弁護士（ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所）
委員	長村 彌角	公認会計士（有限責任監査法人トーマツ）
委員	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
委員	高木 勇三	公認会計士（監査法人五大）
委員	國富 隆	都市再生機構監事
委員	鳴海 良裕	都市再生機構監事

2 開催状況

- 第1回 平成22年1月19日（火）
- 第2回 平成22年1月26日（火）
- 第3回 平成22年2月2日（火）
- 第4回 平成22年2月8日（月）
- 第5回 平成22年2月9日（火）
- 第6回 平成22年3月16日（火）
- 第7回 平成22年3月25日（木）

3 審議対象

(閣議決定に基づく点検・見直しの対象契約)

	競争性のない 随意契約	競争契約のうち 1者応札・応募
平成20年度契約分	1,757 件	462 件
(うち公益法人等との契約における再委託)	75 件	
平成19年度以前の複数年契約分 (平成21年4月1日現在で履行中だったものに限る)	59 件	17 件
平成21年度契約(予定)分(1~3月分)	191 件	63 件

(上記以外に総務省行政管理局からの追加指示があったもの)

平成21年度上半期 物品調達等契約 【一般競争契約のうち落札率90%以上かつ応札者2者以上のもの】	4 件
--	-----

4 審議方法

点検対象契約については、個別に全件を審議することとされていたが、時間的制約のある中で、全件の審議は困難なことから、国土交通省と協議のうえ、機構が業務等毎に整理した分類に基づき、各分類から委員会が抽出した案件について審議を行った。

審議にあたっては、個別調書等により、契約内容、再委託内容、随意契約とした理由、1者応札・応募となったと思われる理由、再委託理由及び予定価格の算定根拠等並びに自らの改善策等について機構から説明したのち、その妥当性等について議論がなされた。

なお、平成21年度上半期物品調達等に係る契約については、4件全件について審議を行った。

5 審議概要

(1) 競争性のない随意契約についての意見

- ・ 過去に締結した協定等に基づきその遂行の一環であるもの、法律等によりその相手方が限定されるもの、物件の所有者等が相手方を指定するもの及び瑕疵担保責任明確化の観点から前後関係が密接不可分であるもの等については、随意契約によることもやむを得ない。
- ・ 公共料金等、契約の相手方に選択の余地のないものについては、随意契約によることもやむを得ないが、市場環境により競争原理が働く状況になった場合は、競争化すべきである。

なお、委員会の審議が随意契約の適正化に反映されることを期待するとともに、機構自ら競争性のある契約方式に移行するとしたものについては、特段の意見はないが、実質的な競争性が確保されているかどうかについて、引き続き委員会で議論を行う。

〔 本来、当委員会における審議事項ではないが、付記することとして意見を提示するものが2件あった。(別記) 〕

(2) 1者応札・応募についての意見

- ・ 1者応札・応募となったと推測される要因を分析し、自らの改善策としている公告等期間の十分な確保、応募要件の一層の緩和、業務準備期間の確保等の改善策を推進すること。
- ・ これに加えて、発注に係る情報提供の手段・方法の拡大について更なる検討を求める。

なお、委員会として1者応札・応募になった契約が真に競争性を確保するよう、不断に見直しを行うことを期待するとともに、機構による改善策が適当であったかどうかについて、引き続き議論を行う。

(3) 公益法人等との随意契約のうち再委託のあるものについての意見

- ・ 再委託率の高いもの等について、その合理性に疑問があるものがある。

〔 本来、当委員会における審議事項ではないが、付記することとして意見を提示するものがあった。(別記) 〕

(4) 平成19年度以前の複数年度契約及び平成21年度契約(予定)分についての意見

- ・ 機構において平成20年度契約分の審議と同様の分類に整理でき、かつ真にやむを得ない場合を除き競争性のある契約方式に移行するのであれば、平成20年度契約分の審議結果と同様の意見を表明することとなる。

(5) 物品調達等契約についての意見

- ・ 実質的な競争性が担保されており、また、予定価格の算定についても特に問題とするものはない。

(個別案件に係る委員会意見は、「第1～7回審議概要(個別案件)」に記載のとおり。)

6 審議結果の提出

契約の点検及び見直しの結果については、「抽出し審議を行った個別の案件については、その審議内容に沿って委員会の意見を表明するが、個別具体的に議論していない案件については、機構において、審議した案件と同様の分類に属するものと整理できるのであれば、審議した案件に対する意見と同様の意見を表明することになると考える。」との意見に基づき資料を作成のうえ、国土交通省へ提出した。

(別 記)

付記意見

契約監視委員会の審議事項ではないが、付記することとして意見を提示されたもの。

○ 競争性のない随意契約

(委員会付記意見)

当委員会の議論の範囲ではないが、他省庁の法制度によって随意契約にならざるを得ないものが散見された。政府においては現状を固定する法制度の見直しを省庁横断的にすることが望まれる。

(委員付記意見)

中央省庁との関係が極めて濃いと判断される公益法人が、契約の相手方として一者に限定され、随意契約によらざるを得ない構造となっているものがあることについては、契約問題とは別の視点で議論すべき事項と考える。

(第3回契約監視委員会審議概要 P8 : 企業情報提供業務)

○ 公益法人等との随意契約のうち再委託のあるもの

(委員会付記意見)

随意契約の相手方として、特定の公益法人が公共団体等から指定されるような構造となっているものがあることについては、契約問題とは別の視点で議論すべき事項と考える。

(第6回契約監視委員会審議概要 P5 : 大阪駅北地区2期都市空間形成の検討等に係る調査業務)